

本学教官執筆書籍の紹介

『アメリカにおける医療過誤と看護婦の責任』

良村貞子 著、北海道大学図書刊行会、2002年、A5判、320ページ、定価6000円

浜 めぐみ

看護師の法的責任を体系化した、初の本格的な研究書である。今日の医療は高度化し、専門分野の細分化が進み、看護師の守備範囲も医療施設内から地域、在宅ケアへと拡大している。そこでは高度の知識・技術とともに、時には独立して職務を遂行していくことが要求されている。わが国では、1994年に高等看護教育を必須とする、日本看護協会による認定看護師および専門看護師制度が確立された。複雑で解決困難な看護問題を持つ個人・家族や集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供すること、保健医療福祉の発展に貢献すること、および看護学の向上を図ることを目的とした専門看護師制度では、各専門分野での大学院修士課程修了レベルの教育と資格が要求されている。このような看護の専門化にともない、看護師の責任も次第に問われるようになっており、実際、看護師の関与する医療過誤や訴訟も増加してきている。

本書は、日本の看護師教育、制度、医療過誤訴訟に大きな影響を与えてきたアメリカ合衆国を例に、看護実務法の発展、病院の形成過程と看護師の雇用形態、看護師の過失に関する判例の変遷、看護行為と医師の指示、専門看護師と医療過誤の項に分けて、体系的に連邦・州最高裁判所判例を分析している。アメリカの看護師の法的責任を多角的に検討することは、わが国における同様な諸問題を論じる際に、重要な役割を果たすものと考えられる。

本書の構成は6章31節からなっており、巻末にはニュー・ハンプシャー州登録看護婦・実務看護婦法、ウィスコンシン州登録看護婦および有資格実務看護婦の業務基準、ウィスコンシン州高等プラクティス・ナース薬剤処方者の認定基準、ウィスコンシン州有資格看護婦-助産婦法の4つの資料が収録されている。

第1章では、アメリカの看護教育および看護師の資格・免許に関する法制度の変遷を取り上げ、看護の職務内容の明確化により看護の総合的発展を促したこと、また、それに対する連邦政府の取り組みについて論じられている。第2章は、アメリカの医療制度の特

徴であるオープン・システムの下、病院が慈善施設に始まり私営利病院が開設されるに至った過程、ならびに病院・医師・看護師間の雇用関係、指揮・監督関係の発展の経緯について論じられている。第3章は、看護師の過失に関する判例の分析をもとに、関連する法理論の歴史的変遷を検討している。第4章は、看護師の具体的注意義務の内容を医師の指示との関係で論じている。ここでは、看護師の注意義務は、看護行為の範囲拡大とその質的向上にともない複雑多義になっていること、医療水準の高度化に付随する看護水準の向上は、看護教育の高度化を必然とし、看護師の社会的地位の向上に結びついていること、看護師の責任と地位向上は密接不可分の関係にあることを著者は述べている。第5章は、1970年代以降のアメリカの専門看護師による医療過誤とその責任を検討している。第6章は、全体のまとめとなっており、第1～5章までの内容が簡潔にまとめられている。同章末では、日本の看護への影響および看護行為と倫理についての考察が述べられ結ばれている。

本書出版にいたるまでの良村貞子教授(旭川医科大学看護学講座)の長年の研究活動と、その御苦勞に敬意を表するとともに、本書がわが国の看護師の法的責任を論じていく上で、大いに活用されていくことを期待する。

(旭川医科大学・看護学講座)